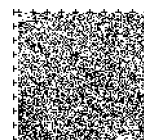


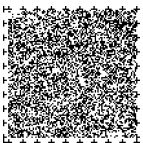
だい しょう せい か もくひょう 第 2 章 成果目標

- 1 施設入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等における機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築
- 8 地域生活支援の充実

本市では、第1期から第3期にわたる計画において、地域での生活へ移行していくことや、一般企業等での就労に向けた支援を行うことに取り組むべき課題とし、取り組んできました。第4期計画では、地域生活を支援するための拠点の整備を新たな目標として定め、第5期計画においては、児童福祉法の改正により障害児福祉計画を定めるものとされたことから、障害児支援の提供体制の整備等を新たな目標として決めました。

第6期計画では、国の基本方針の見直しが行われ、これまでの6つの成果目標について、精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を加えるといった拡充や、一般就労への移行において就労移行支援事業の項目を加えるといった見直しを行うとともに、相談支援体制の充実・強化等及び障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築を新たな目標として定め、5期にわたって取り組んだ方策を継承、発展させていきます。





1 施設入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的な生活から、障害者が自ら選択し決定できる地域生活への移行を促進します。

第6期障害福祉計画の目標

ア 目標

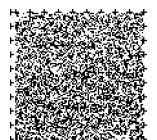
- 令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数1,088人のうち、46人が地域生活へ移行するものとします。
- 令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数1,088人から17人減の1,071人とします。

【参考】国の基本指針

- ・令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・令和5年度末時点の施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上削減することを基本とする。

イ 目標設定にあたっての考え方

- 施設入所者の地域生活移行については、以下の2点を踏まえて達成すべき目標人数を設定します。
 - ・愛知県と合同で実施した「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」の結果に基づき、将来、地域での生活を希望している入所者数を基礎とします。
 - ・令和元年度までの近年の移行実績を勘案して、今後の第6期計画期間における目標は現状からの設定とします。



(参考) 福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査(結果概要)

(調査対象985人)

(a) 本人の意思表示の可否：可能…319人

(b) 本人の意思確認可能な(a)のうち、本人の意向
：違うところで生活していきたい…51人

(c) (b)のうち、将来的な生活の場に関する本人の意向

：入所施設等を除く、自宅・アパート・公営住宅・グループホーム等への移行を希望している…40人

この40人に、新規入所希望者への入所に際しての働きかけによる効果として6人(本市支給決定者の過去3か年の新規入所実績平均30人の6%相当(2人)の3か年分)を追加して見込む

地域生活移行に係る本市の目標人数：40人+6人=46人

令和元年度末時点の施設入所者数に占める割合：46人÷1,088人≒4.2%

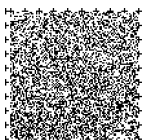
〔 国の基本指針に基づいて算出した場合
・令和元年度末時点の施設入所者数1,088人×6%=65人 〕

○ 施設入所者数の減少については、引き続き入所希望者(待機者)が多い状況も踏まえて、国の基本指針に即した目標設定とします。

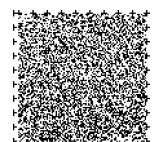
ウ 目標を達成するための対応

○ グループホームについて、国庫補助及び民間助成の活用、市の運営費等補助制度の実施により、引き続きその設置促進を図ります。

○ また、地域生活の支援強化を図るため、「緊急時の受け入れ・対応」と「体験の機会・場」の機能を併せ持つ地域生活支援拠点等の設置増により、安心して地域生活を継続しやすい環境の整備に努めます。



- 令和2年度より創設したグループホームバリアフリー改修整備補助の実施により、入居者の重度化・高齢化に対応できるような支援を行います。
- 重度化・高齢化に対応できる日中サービス支援型指定共同生活援助を設置し、常時の支援体制を確保することにより、地域生活への移行を図ります。なお、設置に当たっては、地域に開かれたサービスとなるよう、継続的な評価や指導を実施した上で、サービス提供体制の確保に努めます。
- 今後も地域移行される方が地域でご本人に合わせた生活ができるよう、サービス提供体制の確保に努めます。併せて、ご本人の障害特性を理解し、継続的にかかわることのできる人材の確保方策のあり方について、関係団体等の皆様のご意見を踏まえながら、見守りを含めた24時間ケア体制の整備に向けた検討を行います。
- 身体障害者自立生活体験事業等、施設入所している障害者が実際に地域生活を体験したり、そのための訓練を行うことができる事業を引き続き実施します。
- 障害者（施設入所者）地域生活移行訓練事業を活用し、入所者とその家族の地域生活移行に対する理解の促進を図ります。
- 『地域生活移行支援パンフレット』等を活用し、本人の地域生活移行に向けた意思継続を目指すとともに、その家族に対し、地域生活を具体的にイメージできるような働きかけを行います。また、今後新規の入所希望者に対しても、本人の意向・希望を十分に把握した上で、入所施設を終の棲家でなく将来の多様な生活像の一つとして捉えられるように支援する等、入所に際しての働きかけも行っています。
- 障害者基幹相談支援センターにおいて、施設入所者に対する地域生活への移行に向けた普及啓発を行うとともに、一般相談支援事業所に対して地域相談支援に係る適切な助言等を行います。



2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要があります。このような地域づくりを進めるにあたっては、自治体を中心とした地域保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築していく必要があることから、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めます。

第6期 障害福祉計画の目標

ア 目標

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇

【参考】国の基本方針

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。

〈参考〉平成28年度における愛知県の日数308日（名古屋市域単位のデータ算出は現時点でなし）

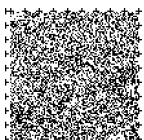
令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数を1,536人とします。（65歳以上738人、65歳未満798人）

【参考】国の基本方針

- 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。

令和5年度における精神病床における早期退院率を次のとおりとします。

- 入院後3か月時点：69%以上
- 入院後6か月時点：86%以上
- 入院後1年時点：92%以上

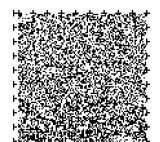


【参考】国の基本方針

・精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

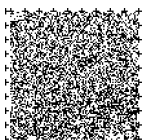
イ 目標設定にあたっての考え方

- これまで進めてきた名古屋市の実情に合わせた、保健・医療・福祉関係者による協議の場に課題に応じた関係者を加えて顔の見える地域のつながりを拡大して、早期の受診のための支援、入院治療から早期の通院治療への移行の支援、安定した居宅生活の支援を、より包括的に提供するシステム構築の進展を測る新たな指標として「精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数」を成果目標とします。
- 第5期において65歳未満の方と比べて65歳以上の長期入院患者の達成状況の不足分がより大きいことから、保健、医療、地域移行支援を始めとする福祉に加えて高齢者支援との連携を図る必要があると考えます。
- 第5期において達成状況が十分でない3か月以内の退院率の上昇のためには、早期受診を促進する精神疾患に対する理解の普及や早期の適時適切な受療の支援といった入院前からの取組により、より重篤となる前に通院又は入院できるようになることが必要と考えます。
- また、措置入院となった方その他、障害が中度・重度の方や住居の確保などの社会環境の調整が必要な方を含めて、早い段階から医療、保健、地域移行支援を始めとする福祉又は高齢者支援及び居住支援等を加えた連携体制による退院後の包括的な支援の計画を策定することで、退院率の上昇を目指します。
- 退院した後も安定した居宅生活を送ることができるための支援が必要と考えます。
- 令和3年度から開始する中間見直し後の第7次医療計画と連動するように整合性を図り目標設定します。※1



ウ 目標を達成するための対応

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を拡大して、精神科病院、その他の医療機関、地域援助事業者、本市における障害保健福祉部門、保健センター等に、高齢者支援関係者、居住支援関係者等を加えた関係者間の相互理解の促進や連携の強化に取り組みます。
- 保健センターによる取組として、住民やボランティアなどに対し精神疾患等に関する知識や正しい理解の普及啓発に取り組み、早期受診を促進します。
- 未治療の精神障害の疑いのある方や治療を中断した精神障害のある方に対して医療と連携したアウトリーチ支援に取り組みます。
- 精神科医療を必要とする方が適時適切な医療を受けることができるよう移送を含む精神科救急医療体制の拡充に取り組みます。
- 多様な精神疾患等※2のある方が適時適切な医療を受けることができるよう医療体制の拡充に取り組みます。
- 措置入院者以外の方も対象とした医療、保健、福祉、高齢者支援、居住支援等が連携した包括的な退院後支援に取り組みます。
- 障害者基幹相談支援センターによる取組として、各区保健センター等関係機関と連携し、精神科病院からの地域への移行に向けた普及啓発を行うとともに、一般相談支援事業所に対して地域相談支援に係る適切な助言等を行うほか、相談支援事業補助制度を活用することにより、一般相談支援事業所の充実を図ります。
- 本市独自で作成した「地域移行支援ガイドブック」及び本市独自事業「精神障害者社会資源見学事業」を活用し入院患者の地域生活支援を行うとともに、地域移行を担う人材の育成に取り組みます。

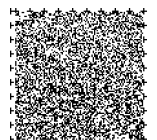


- グループホームについて、国庫補助及び民間助成の活用、市の運営費等補助制度の実施により、引き続きその設置促進を図ります。
- 当事者や家族によるピアサポートの活用を図るため、ピアサポート養成研修を開催するとともに、地域住民等の精神障害者に対する正しい理解の普及啓発に取り組めます。
- 退院した精神障害者が安心して自分らしく暮らすことを支援する人材の育成に取り組めます。

※1 医療計画 ※2 多様な精神疾患等

第7期医療計画策定にあたり、国は、精神疾患の医療体制の構築について、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築と多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築を目指すべき方向性としています。国は、その前段で以下の多様な精神疾患等の現状・課題を概観しています。

統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、発達障害、依存症（アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症）、外傷後ストレス障害、高次脳機能障害、摂食障害、てんかん、精神科救急、身体合併症、自殺対策、災害精神医療、医療観察法における対象者への医療（法務省が行う医療）



3 地域生活支援拠点等における機能の充実

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるため、国の示す地域生活支援拠点等の5つの機能のうち、「緊急時の受け入れ・対応」及び「体験の機会・場」の強化を目的とし、グループホームに短期入所を組み合わせた地域生活支援拠点事業所とします。これと障害者基幹相談支援センター等が連携する体制を確保すること（面的整備）により、障害者の地域生活を支援します。

■ 第6期障害福祉計画の目標

ア 目標

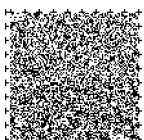
- 令和5年度末までに地域生活支援拠点事業所（以下、「拠点事業所」という。）を市内16か所で実施するものとします。
- 拠点事業所の機能充実のため、年1回以上運用状況の評価を行います。その結果に基づき、次年度以降の運営に反映することとします。

【参考】国の基本指針

- ・ 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

イ 目標設定にあたっての考え方

- 「緊急時の受け入れ・対応」機能としての短期入所、「体験の機会・場」としてのグループホームとともに今後もニーズが増加することを踏まえて整備を促進する必要があります。
- 「地域の体制づくり」機能については、各区に設置の障害者基幹相談支援センターや相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所等との連携により機能強化を図ります。



- 従来の国庫補助による拠点事業所の整備に加え、拠点事業所の登録要件の見直しにより、令和3年度以降3か所ずつ確保を行います。

(単位：か所) (累計)

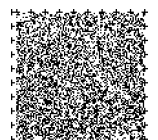
区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点事業所	10	13	16

ウ 目標を達成するための対応

- 国庫補助を活用した新規整備を推進します。その際、意向を持つ事業者に対し、過去の拠点事業所の整備事例を基に整備に向けたノウハウを提供していきます。
- 新規整備が困難な地域等においては、既存の短期入所、グループホームを拠点事業所として位置づけていきます。
- また、既存の短期入所、グループホームを活用し、これまでの短期入所とグループホームが同一建物であるものだけでなく、近隣で別棟であるものも拠点事業所として位置づけていきます。
- さらに、より幅広い障害種別に対応できるよう、複数法人による運営の場合についても、拠点事業所として位置づけていきます。
- 整備にあたっては、できるだけ地域的なバランスを考慮するよう努めます。
市内4ブロックに分け、1ブロック4か所の拠点事業所の整備を行います。

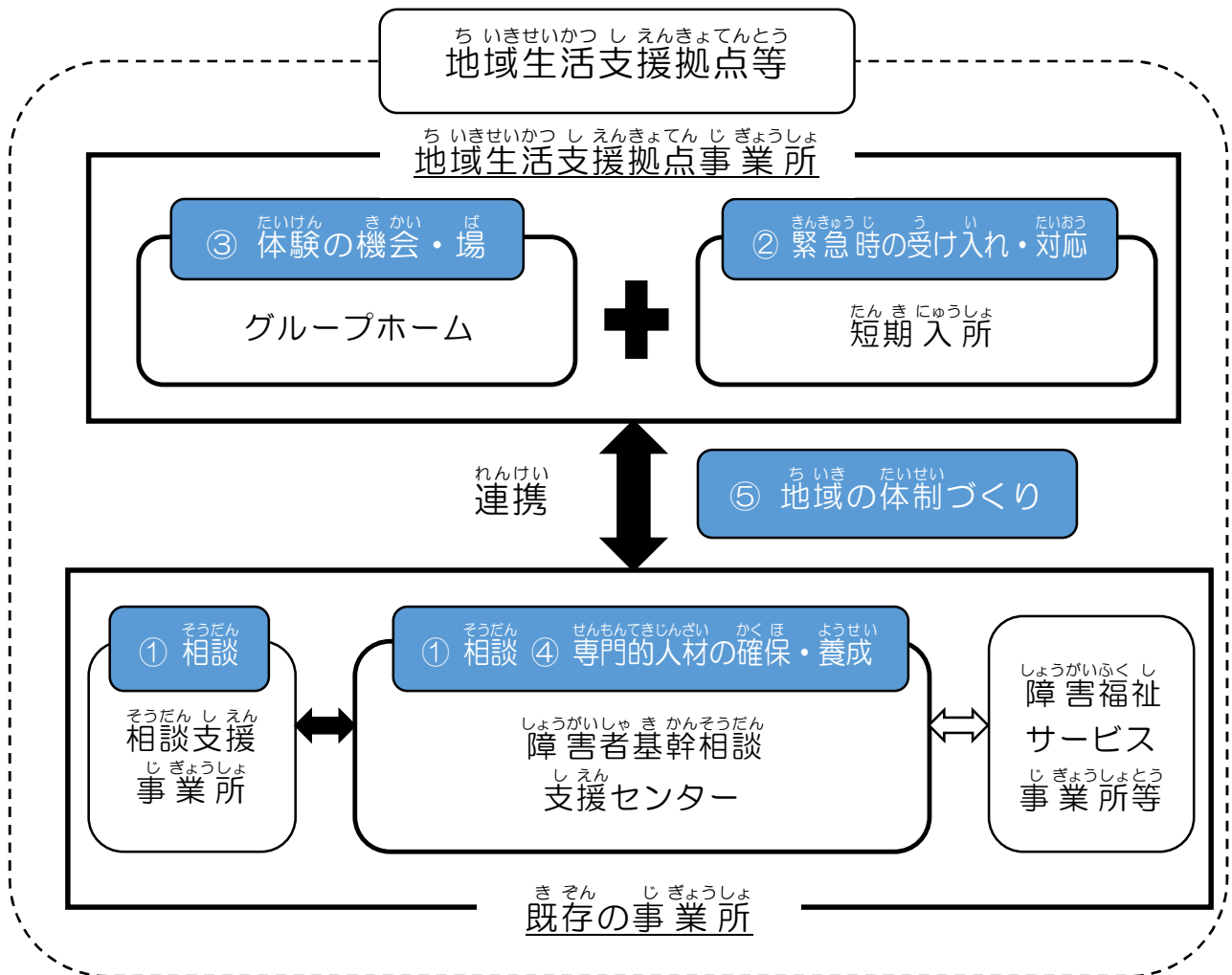
ブロック	対象区	拠点事業所
東	千種・中・昭和・名東区	4か所
西	中村・熱田・中川・港区	4か所
南	瑞穂・南・緑・天白区	4か所
北	東・北・西・守山区	4か所

- 令和元年度より実施している外部評価委員による、既存の拠点事業所に対する運営状況の評価を継続し、拠点事業所の機能充実を図っていきます。



〈参考〉

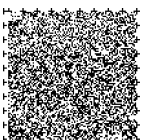
【本市における地域生活支援拠点等（イメージ）】



【国における地域生活支援拠点等の整備手法】

拠点等の機能強化を図るための整備手法として、5つの機能を集約し、グループホームや障害者支援施設等に付加した「多機能拠点整備型」、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」など、地域の実情に応じて整備を行うことが可能とされています。

- 〈国の示す5つの機能〉
- ① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応 ③ 体験の機会・場
 - ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり



4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般企業等への就労移行を進めます。

第6期障害福祉計画の目標

ア 目標

- 令和5年度の1年間で605人が一般企業等へ就労移行するものとします。

【内訳】

就労移行支援事業	：454人以上
(参考) 就労継続支援A型事業	：72人以上
就労継続支援B型事業	：24人以上

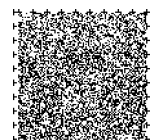
- 就労定着支援事業所のうち、令和5年度の就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とします。

【参考】国の基本指針

- 令和5年度中に一般就労へ移行する者が、令和元年度の実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- 令和5年度中に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.30倍以上とすることを基本とする。
- 令和5年度中に就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の概ね1.26倍以上とすることを目指す。
- 令和5年度中に就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の概ね1.23倍以上とすることを目指す。
- 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

イ 目標設定にあたっての考え方

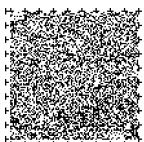
- 令和元年度までの就労移行実績を踏まえ、国の基本指針に即し、令和元年度一般就労への移行実績474人の1.27倍を上回り、かつ第5期障害福祉計画の目標を下回らない人数が就労移行するものとします。



- その内訳として、就労移行支援については令和元年度実績349人の1.30倍以上とします。また、就労継続支援については、その事業目的等を踏まえて目標の目安となる人数を設定することとし、就労継続支援A型については令和元年度実績57人の1.26倍以上とします。また、就労継続支援B型については令和元年度実績17人の1.23倍を上回り、かつ令和元年度までの第5期障害福祉計画期間中の最も高い実績を下回らない人数とします。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とするものとします。

ウ 目標を達成するための対応

- 特別支援学校の保護者・生徒・福祉施設利用者等に対する一般就労に向けた説明会の開催や、企業における職場見学・実習の実施等により、障害者等と企業双方の不安感の解消や相互理解の促進を図ります。
- 就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所等を対象に、先行する事業所の取組事例や成功事例を共有する場を設けながら、事業所間のネットワークの強化や事業所全体の質の向上を図るとともに、個別の事業所が抱える課題等を把握して、関係機関のネットワークを活用する中で就労支援の理念の共有と課題解決を促し、障害者等の就労の質の向上や事業所のレベルアップを図ります。
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律を踏まえ、障害者雇用を推進している企業への支援を図るとともに、企業における障害者雇用の好事例を紹介・共有する場を設けることにより、障害者雇用の啓発に努めます。また、重度障害者等が企業に雇用されて働く場合や自営業を行う場合に必要な支援について検討を行います。
- 市内4か所に設置されている障害者就労等の相談支援機関を中心に、障害者等の就労支援に関するネットワークの強化を図るとともに、障害者等の一般就労に向けた相談支援や定着支援を実施します。
- 市内1か所に設置されている障害者就労支援窓口において、企業を対象にした障害者雇用に関する相談支援、セミナーや企業見学会の開催、定着支援の実施等により、障害者雇用の促進を図ります。



5 障害児支援の提供体制の整備等

1 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

児童発達支援センターを中核とした子ども発達支援の体制を維持します。

支援を必要とする子どもが幼稚園・保育所等に通いながら支援を受けられる体制を整えます。

第6期障害福祉計画の目標

ア 目標

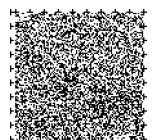
- 令和5年度の時点で10か所の児童発達支援センターを継続して設置します。
- 令和5年度の時点で希望する全ての子どもが保育所等訪問支援を利用できる体制を整えます。

【参考】国の基本指針

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

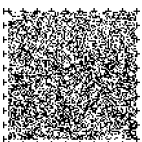
イ 目標設定にあたっての考え方

- 児童発達支援センターを就学前の発達に遅れ等のある子どもが定期的・継続的に通園する通園型施設、児童発達支援事業所を子どもや保護者の状況に応じて利用する施設と位置づけ、児童発達支援センターには所管地域を設定し、2歳以上の希望する子どもは全て通園できるよう受入体制を整えます。
- 地域療育センターに地域支援・調整部門を設けることにより、保育所等に通り子どもの支援を強化します。また、希望に応じて保育所等訪問支援を利用できるようサービスの供給体制を整備する方策について検討します。



ウ 目標を達成するための対応

- 「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針」に基づき、地域療育センターに初診前サポート事業や保育所等訪問支援を行う地域支援・調整部門を設置するなど計画的に推進します。そのために、方針のPDCAを適切に進めるための早期子ども発達支援のニーズの把握及び分析の手法について検討していきます。
- 児童発達支援センターの安定的運営に必要な補助体制を維持します。
- 児童発達支援センターは入園を希望する2歳以上の子どもをできる限り多く受け入れることができるよう、安全な施設運営が見込まれる範囲で定員を柔軟に変更できるようにします。



2 重症心身障害児・医療的ケア児への支援

重症心身障害児及び医療的ケア児が必要な発達支援を受けられる体制を整えます。

第6期障害福祉計画の目標

ア 目標

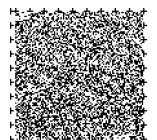
- 主に重症心身障害児を受け入れられる児童発達支援事業所及び放課後等サービス事業所がニーズに応じて適切に設置されるよう促します。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各関係機関の連携を図るとともに医療的ケア児等コーディネーターを養成します。

【参考】国の基本指針

- ・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等サービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ・令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする。

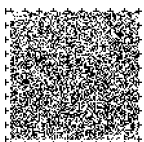
イ 目標設定にあたっての考え方

- 児童発達支援事業所及び放課後等サービス事業所が重症心身障害児を受け入れるノウハウの習得を支援することにより、開設を希望する法人等が主に重症心身障害児を受け入れられる児童発達支援事業所及び放課後等サービス事業所を円滑に開設できるようにします。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう各関係機関が連携を図ることを目的とした「名古屋市医療的ケア児支援ネットワーク会議」を開催するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを養成する研修を実施します。



ウ 目標を達成するための対応

- 重症心身障害児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に
対するニーズの把握に努めるとともに、ニーズに応じて重症心身障害児を
受け入れられる事業所を開設できるよう、重症心身障害児受入のノウハウや
医療的ケアについての知識等を学ぶ研修の実施等を検討します。
- 「名古屋市医療的ケア児支援ネットワーク会議」を定期的に関催し、情報共有や
連携を進めるとともに、協議の必要性に応じて随時開催します。
- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を定期的、継続的に実施します。



6 相談支援体制の充実・強化等

障害者基幹相談支援センターを相談支援体制の中核と位置づけ、その充実・強化等に努めます。

第6期 障害福祉計画の目標

ア 目標

- 令和5年度末までに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。

【参考】国の基本指針

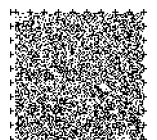
- 令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。

イ 目標設定にあたっての考え方

- 平成26年に設置した障害者基幹相談支援センターを、引き続き相談支援体制の中核と位置づけ、各区において総合的・専門的な相談支援の実施に取組みます。
- 各区の自立支援連絡協議会を引き続き活用し、指定相談支援事業者等とのネットワークを構築して、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導、助言や人材育成の支援を行います。

ウ 目標を達成するための対応

- 事業所や地域において指導的な役割を担い、相談支援の仕組みの中核的な役割を果たす主任相談支援専門員を、引き続き全区の障害者基幹相談支援センターに配置します。
- 市自立支援連絡会において、各区の相談支援体制の課題を集約し、相談支援専門員の目指すべき方向性を定め、各相談支援事業所の実施するモニタリング結果を抽出し、事例検討による内容の検証を行う等、相談支援専門員の資質向上の取組を促進します。
- 複合的な課題を抱えた世帯にも対応していくため、高齢者や生活困窮など専門的な関係機関との緊密な連携を一層図り、相談支援体制の充実を目指します。



7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供に努める取組を実施します。

第6期 障害福祉計画の目標

ア 目標

- 令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

【参考】国の基本指針

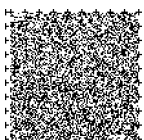
- 令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

イ 目標設定にあたっての考え方

- 多様となっている障害福祉サービス等が円滑に実施され、利用者が真に必要なとするサービスが提供されるよう、情報把握に努めるとともに、各種研修や事業者指導等を通じて、引き続き障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に努めます。

ウ 目標を達成するための対応

- 障害福祉サービス等情報公表制度の活用を通じて、利用者個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上を図ります。
- 高齢・障害福祉職員研修等の事業所等職員向け研修の実施や、福祉人材育成支援事業による資格取得支援、また県等が実施している各種研修の受講促進を通じて、職員の資質の向上を図ります。
- 事業者指導において、関係法令等に照らし、事業所の運営に係る適切な指導を実施することにより、必要な人への必要なサービス提供に資するとともにサービスの質の向上を図ります。



8 地域生活支援の充実

障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に地域で暮らしていけるよう、必要なサービス提供基盤などの充実を図ります。

(1) 目標

障害者基本法にある「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念の下、障害のある方が、障害のない方と等しく、自らの意思に基づき自立した生活を営み、地域で共生していけるよう、必要なサービス提供基盤を充実するとともに、障害のある方の特性に応じた分かりやすい情報提供や、意思疎通のための手段の確保等の合理的な配慮が図られるよう努めていきます。

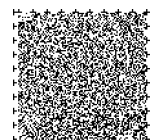
特に、障害者等やその家族の高齢化、重度化への対応が課題となっていることから、年齢、性別、障害の状態、生活の実態等に応じた個別支援とともに、身近なところで相談支援を受けることができるよう、地域におけるサービス拠点の整備や身近な相談支援機能の充実に努め、地域生活の支援体制の強化を引き続き推進します。

また災害や感染症発生時に適切な対応を行えるよう引き続き取組を進めます。

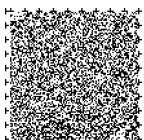
(2) 目標を達成するための対応

ア サービス提供基盤の充実

- 移動支援事業を含む訪問系サービスについては、ヘルパー確保の取組を推進する等により、必要な人に必要なサービスを提供できるようサービス量の確保を図ります。また、ヘルパーに対する各種研修を引き続き実施することにより、サービスの質の向上を図ります。
- 日中活動の場の確保に努めるとともに、職員研修の開催や指導監査の実施等により、事業所における利用者支援の質の確保に努めます。また、介護者の急な不在等への対応など、短期入所の拡充を図ります。
- グループホームについて、国庫補助及び民間助成の活用、市の運営費等補助制度の実施により、引き続きその設置促進を図ります。また、市営住宅における福祉向募集の推進等、住まいの確保を図ります。



- 住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、地域定着支援に係るサービス提供体制の充実を図ります。また、利用者の状況や希望を勘案し、連続性及び一貫性を持った障害福祉サービス等が提供されるようサービス等利用計画の作成を図ります。
 - 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、待遇の向上やイメージアップ、人材の育成、定着を図ることで、安定したサービスの提供基盤を確保するよう努めます。
 - 新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年度は障害福祉サービス等事業所に消毒液などの衛生物資を必要に応じて配布するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に関する情報提供を行うなど、様々な取り組みを行いました。また、感染者が発生した事業所と連携を図り、必要な助言を行うほか、感染拡大防止に伴い発生した費用の助成等の支援を行いました。今後とも新型コロナウイルスを含む様々な感染症にかかる情報提供を行うとともに、障害者への必要不可欠なサービス提供体制を維持できるよう、関係機関と連携しながら対応に努めます。
 - 災害に対する備えとして、障害福祉サービス等事業所において食糧や飲料水等の備蓄について条例で定めているほか、非常災害対策の計画の策定や訓練の実施を行い、利用者が安心してサービスの利用ができるよう、引き続き事業者指導に努めます。
- イ 年齢、性別、障害の状態、生活の実態等に応じた個別支援
- 強度行動障害者への支援として、専門支援員の養成・派遣、事業所職員向け研修、相談窓口の設置等を行う「強度行動障害者支援事業」を引き続き実施します。また、関係団体等の皆様のご意見をいただきながら、本事業の拡充策の検討を行います。併せて、円滑な受け入れに必要な人員体制確保のための「強度行動障害者受入補助金」、事業所等の環境整備のための「強度行動障害者受入環境整備補助金」制度を引き続き実施し、ソフト・ハード両面での支援の充実を図ります。



- 依存症のある方やその周囲の方への支援として、精神保健福祉センターこころばを
 依存症相談拠点として、相談、集団指導、普及啓発、相談機関等に対する研修
 及び関係機関との連携に引き続き取り組むとともに、依存症専門医療機関を増やす
 ために医療機関向け研修等を依存症治療拠点機関において引き続き実施します。
 また、依存症問題の改善に取り組む民間団体に対する支援も継続し、依存症に関する
 相談、医療、回復支援の充実を図ります。

- ウ 地域生活の支援体制の強化
 - 障害者等が地域での生活に安心感を持てるよう、地域生活支援拠点事業所の整備を
 進め、「体験の機会・場」及び「緊急時の受け入れ・対応」の機能強化を図ります。
 また、拠点事業所と障害者基幹相談支援センター、既存の障害福祉サービス事業
 所等との「地域の体制づくり」の機能強化を図ります。
 - 障害を理由とする差別の解消について、市民の関心と理解を深めるとともに、
 虐待防止や成年後見制度の利用促進等、障害者等の権利擁護の取組を進めます。
 また、地域で障害者等が安心して過ごせるよう、意思疎通支援の充実に努めるとと
 もに、市民への啓発活動を通じて障害や障害者等に対する正しい理解の促進を図り
 ます。
 - 障害児の居場所づくり事業の一つである「いこいの家事業」を子どもの発達に不安
 を感じる保護者への支援の場と位置づけ、市内16か所に配置することを目指します。
 - 地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援を推進するため、関係機関相互間
 において緊密な連携を図ります。

